法人会だより

かつしかの窓

2020
Vol.380
新緑

場所：葛飾区郷土と天文の博物館

Contents

令和2年度　税制改正大綱 …… 2〜3
葛飾企業人 …… 4〜5
法人会活動レポート …… 6
私の健康法（ソフト断食） …… 8
葛飾税務署からのお知らせ …… 9
葛飾都税事務所からのお知らせ …… 10
葛飾区役所・税務課からのお知らせ…… 11
2019年度の新入会員のご紹介 …… 12
令和元年度会員増強成果について …… 13
説明会のご案内/
　女性部会からのお願い/編集後記 …… 14
会員登録事項変更届…… 15

令和2年度 税制改正大綱

―法人会の税制改正提言―

中小企業に対する交際費課税特例措置の2年延長と消費税の確定申告書提出期限の1ヶ月延長が実現！

政府は、令和元年12月20日に令和2年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた、交際費課税の特例措置及び少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の期限が2年延長され、軽減税率制度が導入された消費税の確定申告書の提出期限についても、1ヶ月の延長などが実現しました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■オープンイノベーションに係る措置の創設

青色申告書を提出し、自らの経営資源以外の経営資源を活用し高い生産性が見込まれる事業を行う法人が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、経済産業大臣の証明を受けた一定の企業の株式を取得し所有している場合に、取得価額の25%を限度として損金算入できる制度です。

保有しているだけで取得価額の25%相当を損金算入できるという点が特徴ですが、売却した場合や配当を受けた場合に、取崩し事由となるので注意が必要です。中小企業者は1000万円以上の払込から、中小企業者以外は1億円以上の払込から、外国法人への投資の場合は5億円以上の払込から、となっています。

■5G（第5世代移動通信システム）投資促進税制の創設

青色申告法人で、特定高度情報通信等システム導入事業者に該当するものが、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の施行日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備の取得をして、事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却または15%の税額控除が選択できる制度です。

■連結納税制度の見直し

連結納税制度は、連結親法人と子法人など企業グループの損益を通算できるメリットがある制度です。そのメリットはそのままに、グループ通算制度として、その仕組が令和4年4月1日以後開始する事業年度から変更になります。

従来は、親法人が子法人の所得も含めて代表して申告し、修正申告などの際に必ず親法人が行う必要があるため親法人に負担のかかる制度でした。グループ通算制度では、グループ法人間で損益通算をした上で、各法人が法人税の申告を行う仕組みとなります。

■交際費税制

交際費の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、中小法人が年間800万円の交際費まで損金算入できる制度についても2年延長されます。

接待飲食費の50%について損金算入を認める制度も2年延長されますが、資本金等の額が100億円を超える法人については、接待飲食費の50%について損金算入を認める制度から除外され、適用できないこととなります。

■企業版ふるさと納税の拡充

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除について、適用期限が5年延長されます。また、従来の企業版ふるさと納税では、寄附金が損金算入されることに加え税額控除で実質40%の会社負担であったのが、税額控除の限度額が大きくなり会社負担は10%となります。

■投資要件の厳格化

大企業において、研究開発税制を適用する際に、国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとする要件は、30%を超えることとする要件に厳格化されます。また、大企業の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除について、適用年度の国内設備投資額が当期償却費の90%以上とする要件について、95%以上へと厳格化されます。

いずれも、設備投資を積極的に行わない場合は、税の優遇を受けられないとする取扱いで、積極的な投資への後押しする趣旨の改正です。

■少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合に、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入できる制度が、2年延長されます。

所得税・住民税関係

■NISA制度の改正

未成年者が利用可能なジュニアNISAは、口座開設可能期間が予定通り令和5年12月31日までで、終了されることになりましたが、つみたてNISAの勘定設定期間は、令和24年12月31日まで、延長されることになりました。

一般NISAについては、令和5年12月31日までで、年間120万円まで投資できる制度は終了します。令和6年以降は①年間20万円までの投資信託への投資枠と、②年間102万円までの上場株式への投資枠の2階建ての構造になり、②の上場株式への投資を行うためには、その前提として①の投資信託への投資を行うことが必要となります。投資信託への投資枠については、その後つみたてNISAへ移行することが可能となります。

■未婚のひとり親に対する所得控除

未婚のひとり親の場合でも、①生計を一にする総所得金額等の

合計額が48万円以下の子がいる場合で、②親の合計所得金額が500万円以下である場合は、35万円の所得控除が認められることになります。

また、寡婦(寡夫)控除について、未婚のひとり親に対する所得控除と要件を同じくして、控除額が35万円に引き上げられます。従来の特例は廃止されることになりました。いずれも、令和2年分の所得税から適用されます。

■国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例の創設

個人が令和3年以後、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合に、国外不動産所得の損失がある場合には、国外中古建物の償却費に相当する部分は生じなかったものとみなされます。

国外の中古建物を購入して、中古建物に関する償却費を計上することで、赤字を作り、他の所得と通算することによる節税防止策です。

■低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利について、市区町村の長による確認がなされたもので、取得日から売却したその年の1月1日に所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されます。なお、譲渡対価の額は500万円以下であることが条件となります。

土地基本法等の一部を改正する法律の施行日か令和2年7月1日のいずれか遅い日から、令和4年12月31日までの特例です。

消費税関係

■法人に係る消費税の申告期限の延長

法人税の確定申告書の提出期限の延長特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出することで、その提出した日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1ヶ月延長されます。

この改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。申告期限の延長に伴い、延長された期間の消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を納付することになります。

法人税については、申告期限の延長が認められていましたが、消費税については延長の特例が存在しないため、先行して消費税の確定申告をするという難しいスケジュールが必要とされていました。法人会を含めた各界からの要望により改正が実現しました。

■居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度

居住用賃貸建物として利用される可能性のある建物で、取得価額1000万円以上のものについては、仕入税額控除の適用が認められないこととなります。ただし、取得の年度から3年間の間に住宅の貸付以外の貸付を行った場合や、譲渡した場合には、調整計算が行われ、課税売上に対応する部分については、税額控除が受けられる仕組みとなります。

従来の制度では、いったん課税仕入を認めた上で、課税売上割合に変動があるような場合に調整される仕組みでした。ところが、居住用賃貸建物のように本来は非課税売上のために取得する場合でも、金地金の売買などにより課税売上割合を意図的に高めることで、全額控除できてしまうという問題点があったため、それを防止する趣旨での改正となりました。

令和2年10月1日以後に仕入を行った居住用賃貸建物から適用されます。ただし、令和2年3月31日までに契約している場合は、この制度は適用とならず、従来どおりの取扱いとなります。

■住宅の貸付けに係る契約において貸付けの用途が明らかでない場合の取扱い

住宅の貸付に係る契約で、貸付けの用途が明らかでない場合であっても、その貸付けの用に供する建物の状況等から居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税は非課税となります。

従来は、契約書で居住用であることが明らかである場合のみ非課税として取り扱われてきましたが、契約上明確でない場合は、実態により判断することになりました。居住用賃貸建物に関する特例を外すために、居住用と明記しないケースなどに対応したものと考えられます。令和2年4月1日以後に行われる貸付について、適用されます。

■高額特定資産の取得をした場合の特例の見直し

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度への適用制限をする措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の適用を受けた場合も加えられることになります。令和2年4月1日以後に、棚卸資産の調整を受けた場合に適用されます。

国際課税

■子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応

特定関係子法人から受ける配当等が株式等の簿価の10%を超える場合に、益金不算入相当額を、その株式等の簿価から引き下げることになりました。

受取配当金の益金不算入を利用した上で、譲渡損を計上するスキームが利用できなくなります

その他

■振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化

振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請を行うことを可能とするとともに、その際に電子署名及び電子証明書の送信が不要となります。令和3年1月1日以後の申請から適用できます。

■納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化

振替納税を利用している個人が、他の税務署管内へ異動した場合に、納税地の異動届出書に、異動後も従前の金融機関から振替納税を行う旨を記載したときは、異動後も継続して振替納税が利用可能となります。令和3年1月1日以後に提出する、異動届出書から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…
TSK税理士法人
税理士　飯田 聡一郎
TEL 03-5363-5958
FAX 03-5363-5449
HP http://www.iida-office.jp/

東京法人会連合会

起業、そして地域貢献へ

セイズ株式会社

代表取締役
及川　達也

ハウス・オブ・ザ・イヤー・イン・エナジー、ZEH ビルダーと数々の評価を受ける住宅を作り続けているセイズ株式会社。一代で起業後、地域社会のための貢献活動も行っている。

Q 立石にある御社の社屋は一見カフェと見まごう洒落た建物ですが、御社はどのような事業をされているのでしょうか。

A 当社のホームページを見ていただくと事業内容は「不動産業、土地開発事業・建売分譲事業・仲介業、設計企画管理・店舗開発プロデュース、建設業・賃貸業」となっていますが、私は「住宅プロデュース」と言っています。

Q 「住宅プロデュース」とは具体的にどういったことでしょうか。

A まずプロデュースの意味ですが様々な手段で物の価値をあげることだと私は考えています。当社は分譲住宅の販売を中心にしていますが、デザイン、性能に「暮らしの性能」をプラスして当社の住宅の価値をあげています。例えば当社が謳う「高気密・高断熱・高耐震の高性能住宅」は一年中、室内の温度を一定の範囲内に保ち、ヒートショックなどから家に住む方の健康を守るという価値を付加しています。そして葛飾と言う土地柄もあり災害から命を守るための高耐震です。

ただ家を建てて売るだけではなく家に住む方の幸せを考える、そのためにお引き渡し後も定期的なメンテナンスを行う。お客様と一生のお付き合いをするところまでが当社の家づくりだと考えています。

Q そのような家づくりに至ったきっかけは何でしょうか。

A 私は江戸川区の寿司屋の次男として育ちしました。都立工芸高校卒業後、不動産業の会社に就職しました。当時は売り手市場、どんな住宅でも売れる時代でしたが私はいつも疑問を持っていました。そんな時にリーマンショックがあり住宅は全く売れなくなります。そこで私はどんな家だったら買っていただけるかを真剣に考え、一から家づくりを勉強しました。設計だけでなく断熱材などの資材といった家全体に関わることを学びました。そして自分が満足できる家を創るようになったのです。

Q セイズを立ち上げた理由をお聞かせください。

A 仕事を始めた時から30歳までに自分の会社を創ろうと思っていました。起業したのは29歳の時です。私の家づくりは業界では異色です。会社にいてはできない、自分がいいと思ったことを思い切りやりたいと考えたからです。

Q 現在仕事以外で考えられていることを教えてください。

A 家づくりでお客様を幸せにすると同時に自分の家族、社員も同じように幸せにしたいと思っています。そして自分たちだけではなく葛飾という地域全体のことも考えたい。

そのために地域貢献としてNPO法人国際サッカー普及育成会の理事を務め、セミパーソナルジムを立石にオープンしました。選手を応援し、地域の皆さんの運動習慣を作る手助けをするためです。

Q 最後に葛飾法人会会員に向けて一言お願いします。

A 弊社では、より良い人間関係を築くためのに選択理論心理学と目標達成の技術としてアチーブメントテクノロジーを社員と学んでいます。

選択理論の原理はシンプルです。「あたなだけがあなたの人生をコントロール出来る」というものです。何人たりとも私を変えることができない。何人たりとも人を変えることはできない。出来るのは、自分の思考と行為をコントロールして、自分の求める人生を手に入れることです。そして人生の目的を知りその目的からの目標を設定し一貫性のある生き方がもっとも重要なんだと学びました。多くの人の人生の目的は「幸せになる事」です。私の人生の目的も「幸せになる事」そして私の人生ビジョンは「縁ある人と豊かな人生を歩むこと」です。この目的から家づくり「本物を追求する」という企業理念が生まれました。これからもこの目的に生きる人生を貫いて縁ある人を幸せにしていきます。法人会の皆様も色々問題や悩みを抱えている方もいらっしゃると思います。「人生の目的が明確になれば行動も習慣も良くなります。」是非一緒に学びましょう。

セイズ株式会社

立石7-5-3　TEL：03-5670-1414（代表）FAX：03-5670-1419
https://www.saysinter.com/

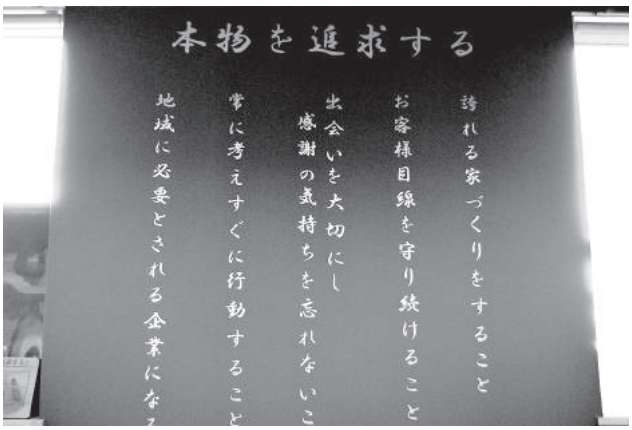

法人会活動レポート

事業研修委員会 1月22日

経営者のためのセミナー

講師に「悪魔のおにぎり」発案者の南極探検隊料理人、渡貫淳子氏をお迎えして、「閉鎖空間における人間関係の楽しみ方」を開催いたしました。

社会貢献委員会 12月7日

第２回献血活動

亀有駅南口で、青年部会、女性部会の応援を受けて献血活動を行いました。日本赤十字社の献血事業のお手伝いで毎年実施しています。

厚生委員会 2月17日

第２回健康セミナー

「戦国武将の健康法に学ぶ」
医学博士の植田美津恵氏をお迎えして健康セミナーを開催いたしました。解りやすくテンポの良いセミナーでした。

事業研修委員会 1月17日、20日

パソコン教室

エクセル関数基礎講座、エクセル関数応用講座を開講しました。エクセルのスキルをさらにレベルアップできる講座で、受講生の皆様真剣に講義を受けていました。

コロナウイルス感染予防の見地から開催中止となった事業

- ○ 3月５日(木) 決算法人説明会
- ○ 3月９日(月) 研修会(主催:青年部会)
- ○ 3月14日(土) 献血活動(日赤のお手伝いを中止)
- ○ 3月17日(火) 税制講演会
- ○ 4月２日(木) 決算法人説明会
- ○ 4月９日(木) 新設法人説明会
- ○ 4月１日(水)～4月22日(水)
  給与経理担当者セミナー
  源泉所得税「早わかり講座」

女性部会 2月25日

健康セミナー

「椅子活用の健美操」
今回で３回目になる「椅子活用の健美操」
生駒啓子氏を講師に迎え和やかに開催されました。会場の設営・椅子の並べ方が良く、ゆったりと心地よく“ほぐし”ができました。

1時間まで無料。お気軽にどうぞ!!

法人会の法律相談

1. 申し込み方法

（1）**東京法人会連合会　事業課** あて電話で申し込んでください。
TEL：03-3357-0771（土･日･祝日を除く午前9時～午後4時）

（2）その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。

（3）申し込み状況によってはお断りする場合もあります。

（4）申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を告げてください。

（5）相談日時は毎週月曜日から金曜日まで（祝日は除く）の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。**（同一会員の相談は**月1回に限らせていただきます。）

3. 相談内容

法律全般。（相続等会社業務以外の相談も可。）

4. 担当法律事務所

成和パートナーズ法律事務所（令和2年1月6日　羽野島法律事務所から名称変更）
港区西新橋1丁目20番3号　虎ノ門法曹ビル501号
TEL：03-3592-0541　FAX：03-3592-0543

5. 相談場所

左記法律事務所
交通：地下鉄　都営三田線「内幸町」駅（A3出口）徒歩3分
東京メトロ　銀座線「虎ノ門」駅（1番出口）徒歩5分
JR「新橋」駅（烏森口）徒歩7分

6. その他

●無料相談時間は1時間までです。
（東京法人会連合会が負担します。）
●時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
●料金は延長30分ごとに、5,000円（別途消費税）です。
その場で実費をお支払いください。

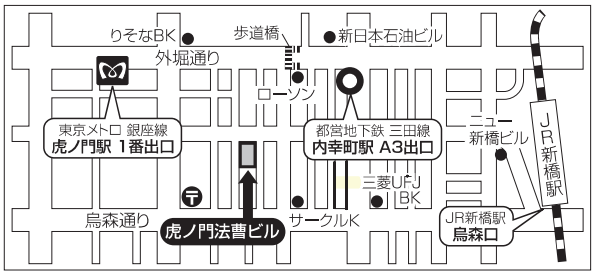

◇お問い合せ先　（一社）東京法人会連合会　TEL:03-3357-0771

従業員の退職金準備は 特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度

（新企業年金保険）

特定退職金共済制度（特退共）の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度（中退共）と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

○東京法人会連合会（東法連）が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
○所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
○東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
○約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-29-18-S（平成29年10月24日）P6965

資料請求・お問い合わせは　TTK　公益財団法人 東法連特定退職金共済会
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL（03）3357-1641　FAX（03）3357-1642
https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/

私の健康法（ソフト断食）

東四つ木支部長
太田弘一郎

今、巷では新型コロナウイルスの話で持ち切りです。経済も脅かされ倒産も多くなるでしょう、でもポジティブな心で乗り越えたいと思います。ウイルスは、すべての人が罹る訳ではありません、罹らない人もいるのです、免疫力が高い人は罹らないのです。

十年ぐらい前の話になりますが、大同生命の担当者にがん保険に入った方がいいですよと言われて検診のため、医者に行きましたが、糖尿病が発覚して保険に入ることが出来ませんでした。このまま糖尿病から癌になり、後十年で死ぬと思い込んでいました。なぜならば十年後は父親が癌で亡くなった年齢になるからです。まずは糖尿病を治しに、医者に行きクスリをもらって飲んでいましたが、担当医が脳梗塞で亡くなってしまい、医者に行かなくなりました。そのころソフト断食の先生に会う機会がありまして、間違った医療のことや食の話を勉強させて頂きました。

クスリはリスクだよと言われ確かに糖尿病のクスリを初めて飲む時に、薬剤師に一生の付き合いと言われた事を思い出します。クスリでは治らないということを、理解できました。ソフト断食を続けて三か月でＨｂａ１ｃが9から5・6まで落ちたのです。糖尿病は治ります。その間クスリは飲んでいません。その時、寿命は三十年以上伸びたと確信しました。ソフト断食とは、食べ過ぎによって溜まった体内の余分な栄養を取り除き人間が本来持っている能力を最大限に引き出すやり方です。断食のルーツは宗教における心身浄化のための修行にありますが、最近では医学的な研究からも健康効果が明らかになってきています。

断食による健康効果のメカニズムとは、食べ物を断つことにより、体には飢餓状態というストレスが生じ、このストレスに対して体が反応し自分を守ろうと必死に動きだします。そしてこの状態の反発力が体の仕組みを大きく変動させ、それに伴い体質は改善され、病気や症状を治す自然治癒力として表れてくるのです。断食の効果はダイエット・耐病気・美肌・若返り効果など様々です。

私のソフト断食の方法は簡単です。毎日十六時間、食べない時間を作ることです、具体的には朝食を抜き一日二食にするだけです。水分としては、コーヒーとアルカリイオン水を飲んでいます。一切糖類の入っている飲み物は取りません。基本的な食事は和食です。ただ人ですから一日二食と添加物・砂糖は極力取らない、牛乳は飲まないを守っていますが、その他は結構アバウトです。お酒は欠かさず飲んでいますし。でも健康が維持できればそれでいいのではないかと思っています。

最後に新型コロナが早く終結することを望みます。

葛飾税務署からのお知らせ

消費税確定申告書を作成するためには、「区分経理」が必要です。

令和元年10月１日から消費税の軽減税率制度が実施されました。これに伴い、仕入れや経費に軽減税率（8%）対象品目がある場合、消費税確定申告書を作成するためには、仕入れや経費を税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の申告で仕入税額控除の適用を受けるためには、**原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要**です。

帳簿の区分経理・記載事項

毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	令和元年９月30日まで 【請求書等保存方式】	令和元年10月１日から 【区分記載請求書等保存方式】
帳簿への記載事項	・課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・取引の対価の額	左記の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

税率区分

適用時期／区分	令和元年９月30日まで（以下「旧税率」といいます。）	令和元年10月１日から	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% （消費税額の17/63）	1.76% （消費税額の22/78）	2.2% （消費税額の22/78）
合　計	8.0%	8.0%	10.0%

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ（経費の例）

帳簿（経費）

2019年 月	2019年 日	内容	金額
8	XX	水道光熱費（○市）	△,△△△
⋮	⋮	⋮	⋮
11	XX	会議費※（○商店、お茶代）	□,□□□
		会議費（○商店、文具代）	○,○○○
11	XX	接待交際費※（○屋、お菓子代）	□,□□□
⋮	⋮	⋮	⋮
		2019年合計	○○○,○○○

（旧税率対象）
※軽減税率対象品目

旧８％対象　▲▲▲,▲▲▲
８％対象　■■■,■■■
10%対象　●●●,●●●

消費税確定申告書を作成する際、旧税率８％、軽減税率8%及び標準税率10%を区分して計算する必要があります！

消費税申告書　付表2-2（令和元年９月30日までの取引分）

	・・・	6.3%分	旧税率分小計
課税仕入れに係る支払対価の額	・・・	▲▲▲,▲▲▲	◇◇◇,◇◇◇

消費税申告書　付表2-1（令和元年10月１日からの取引分）

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る支払対価の額	■■■,■■■	●●●,●●●	○○○,○○○

（注）1　帳簿及び申告書付表は記載を簡略化しています。
　　2　経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。

葛飾都税事務所からのお知らせ

TEL. 03-3697-7511

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する
都税における猶予制度

徴収猶予

➢ 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、所管の都税事務所徴収課にご相談ください（徴収猶予：地方税法第 15 条）。

（ケース１）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース２）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース３）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

（ケース４）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

➢ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、所管の都税事務所徴収課に　ご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第 15 条の6）。

令和２年４月より　ＡＩチャットボットサービスを開始しました

＜利用方法＞

1　主税局ホームページにアクセス

東京都主税局　**検索**

2　ホームページ右下のバナーを選択

＜特長＞　○24 時間 365 日、パソコンやスマートフォンから利用可能です。
○チャット（会話）形式で誰でも簡単にお問い合わせができます。
○都税に関する一般的なお問い合わせにお答えします。

【お問い合わせ先　　主税局総務部総務課相談広報班　☎ 03-5388-2925】

葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石5-13-1　TEL. 03-5654-8550

特別徴収義務者のみなさまへ

＜問い合わせ先＞　課税係　直通 03(5654)8550

（会社等で社員の方の特別区民税・都民税を徴収して納入されている給与支払者の方）

特別区民税・都民税の特別徴収税額決定・変更通知書をご確認ください

令和２年度特別区民税・都民税の特別徴収税額決定・変更通知書を、**５月14日（木）**に送付します。
特別区民税・都民税の特別徴収税額決定・変更通知書の「特別徴収義務者用（会社用）」及び「納税義務者用（社員個人用）」の氏名等ご確認をお願いします。

◆◇◆特別徴収の納税義務者の転勤・退職など、異動届出書等の提出について◆◇◆

「給与所得等に係る特別区民税・都民税特別徴収のしおり」を同封しますので、次のような変更が生じましたら異動届出書の提出をお願いします。

- **年の途中で退職・転勤・休職等により、特別区民税・都民税を徴収することができなくなった場合**
  『給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書』の提出をお願いします。
- **会社等の所在地・電話番号・名称・送付先等に変更が生じた場合**
  『特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書』の提出をお願いします。
- **普通徴収（個人で納付する方法）から特別徴収に切り替える場合**
  『特別区民税・都民税　特別徴収への切替申請書』の提出をお願いします。

普通徴収の納税義務者のみなさまへ

＜問い合わせ先＞　課税係　直通 03(5654)8550

（個人でお支払する方）

特別区民税・都民税の税額決定納税通知書をご確認ください

令和２年度特別区民税・都民税の税額決定納税通知書を**６月10日（水）**に送付します。
税額決定納税通知書の内容をご確認のうえ、納期内の納付にご協力をお願いします。

●各期の納期限は次のとおりです。

- **第１期：６月３０日（火）**
- **第２期：８月３１日（月）**
- **第３期：１１月２日（月）**
- **第４期：令和３年２月１日（月）**

特別区民税・都民税のお支払いについて

＜問い合わせ先＞　収納管理係　直通 03(5654)8201

○特別徴収義務者のみなさまへ

納入書によりお支払いください。口座振替やクレジットカード払いは利用できません。
※取引金融機関経由の引き落としについては、金融機関へご相談ください。

○普通徴収（個人でお支払する方）の納税義務者のみなさまへ

以下の方法によりお支払いいただくことができます。

- 口座振替
- コンビニエンスストア（ただし、納付額30万円以下）
- ペイジーマークのついた金融機関のＡＴＭ（現金自動預け払い機）
- インターネットバンキング・モバイルバンキング
- 「Yahoo!公金支払い」を利用してクレジットカードで支払いができます。（ただし、納付額30万円以下）

2019年度の新入会員のご紹介

支部	法人名	氏名	住所	業種	電話番号
鎌倉	㈱FIX	若林 忍	葛飾区鎌倉3-10-23		090-4704-1914
鎌倉	葛西雅彦		江東区新砂3-4-43-1507		090-1606-7409
細田	㈱sound design.	大内健司	葛飾区細田4-30-16	音響プランニング及びオペレーション業務	6458-0761
細田	熊木太一		江戸川区西小岩3-14-4		090-3516-2246
細田	吉原義智		墨田区横川3-9-11	保険代理店	3621-8808
細田	長谷川 真由美		足立区青井1-18-4		090-9384-7797
細田	髙田拓美		葛飾区東新小岩6-20-13	会社員	
細田	板垣祐二		葛飾区青戸7-19-9-105		080-4402-2340
細田	㈱UNIXE	大野悠樹	葛飾区鎌倉1-9-22	総合塗装業	5876-7563
細田	風巻茂男		葛飾区細田4-9-1		3659-4184
細田	勘澤一義		葛飾区細田4-23-8		090-1841-4006
金町	並木耕治		葛飾区金町6-9-7 興国第2ビル2F	公認会計士・税理士	5876-5561
東金町	㈱東洋堂ハウスSP	松森広志	葛飾区東金町1-44-13 越後谷ビル2F	建築業	5849-3090
東金町	ビサイトホーム㈱	黒澤昭宏	葛飾区金町2-29-8-2F	不動産仲介業	5648-5588
東金町	㈱オプトゲート	田中雅之	葛飾区柴又1-16-12	光ファイバー製品製造業	5660-5332
亀有	明治安田生命保険㈱千住支社 亀有営業所	今村亮太	葛飾区亀有3-29-1 リリオ弐番館2F	保険業	3602-6571
亀有南	㈱サンヨウ	原沢一元	葛飾区西水元3-34-3	玩具製造業	5876-6412
青戸東	ネオストペインター㈲	小浜浩司	葛飾区青戸4-13-9	建築塗装、リフォーム業	6240-7604
堀切南	開発建材㈱	小針正博	葛飾区堀切1-40-8	建設用金物製造業	3695-4821
堀切南	宍戸幸子		葛飾区堀切3-1-5		3697-0863
宝町	㈱プテラ	石井重幸	葛飾区宝町1-26-21	金属加工業	3697-2044
宝町	㈲清水電気プランニング	清水邦紀	葛飾区宝町2-3-3	電気工事業	5672-2972
上千葉	㈲三陽工業	松坂重幸	葛飾区西亀有2-39-18	熱絶縁工事業	3690-1687
上千葉	㈲片桐精工	片桐誓雄	葛飾区西亀有2-10-22	金属製品	3601-1423
上千葉	佐藤菜穂子		葛飾区亀有2-59-8 ブーゲンビリア2F		6231-2078
上千葉	松本慎二		葛飾区お花茶屋3-10-8		5629-6397
上千葉	㈲小柳内装	小柳俊介	葛飾区東堀切1-19-4	建築業	5629-3566
小菅	石丸正治		葛飾区小菅3-12-18		3602-4604
小菅	川崎喜八		葛飾区小菅3-11-10 大庫ハイム201		080-1140-1347
小菅	パストラーレ㈱	根本克彦	葛飾区小菅4-21-29	不動産賃貸・音楽事業	6316-0069
立石西	みずほ銀行 葛飾支店	香田兼一	葛飾区立石1-3-12	金融業	3696-2219
立石西	落合敬子		葛飾区立石2-20-17		3691-4154
立石西	岩田順子		葛飾区四つ木5-10-8		3697-3231
青戸立石	㈱南葛SC	朝田貴則	葛飾区立石6-18-20	運営、コーチ	090-9396-4580
立石	医療法人社団聖マリア会	小林栄子	葛飾区立石8-9-6	産婦人科	3691-9931
立石	竹下洋一		葛飾区立石1-22-1 協立ビル3階		6877-0923
立石	富田すゑ子		足立区大谷田1-12-10 富田行政書士事務所		3605-3375
東四つ木	福井那雄				
東四つ木	鈴木幸子		葛飾区東四つ木3-41-5		3697-4088
東立石	遠藤一郎		足立区保塚町9-1		
西新小岩	㈲志賀興業	小林史	葛飾区西新小岩5-11-16	建設業	3691-6400
西新小岩	㈱ダステックス	江村健一	葛飾区西新小岩1-2-6-402		5654-7557
西新小岩	KALL㈱	関根和人	葛飾区西新小岩5-23-5	貴金属精錬加工	6882-1633
西新小岩	㈲内海浦上商店	浦上泰司	葛飾区東四つ木2-10-13	百合根卸販売	5670-7892
西新小岩	タイヤ館葛飾㈲		葛飾区奥戸6-2-5	自動車タイヤ用品販売	5698-1281
新小岩	新星建設㈱	星野宣人	葛飾区新小岩4-20-21	建設業	3651-4123
新小岩	㈱PrunZCarE	渡辺太郎	葛飾区新小岩1-32-4-2F	福祉	5879-4197
新小岩	(一社)ライフステップ	田村宏	葛飾区新小岩1-49-2 古屋ビル3階	福祉	090-3689-5133
新小岩	日成工業㈱	金子成	葛飾区新小岩1-17-15	建築業	5678-5066
新小岩	㈱FSイノベーション	小林孝至	葛飾区新小岩3-8-1-1F	情報システム	5879-3927
新小岩	古田広美		葛飾区新小岩2-17-3 葵鮨		3655-7487
奥戸	プライムジャパン㈱	山内正隆	葛飾区奥戸2-31-16	建設業	6657-7766
水元中央	㈱ケーオーテクノ	小野耕司	葛飾区南水元3-5-1-508	建設業	5660-2891
水元中央	㈲エー・エス技研	齋木勝也	葛飾区水元4-17-3-2F	建設業	3826-0721
水元中央	㈱飯泉工業	飯泉政夫	葛飾区東水元3-4-12-207	水道工事業	5876-4378
水元中央	(福)東京愛育苑	富田貴	葛飾区水元3-13-8	社会福祉事業	3608-5539
水元中央	㈱三河建設	三河政之	葛飾区水元4-8-18	建設業	3608-7822
水元中央	臼沢和広		葛飾区西水元5-13-3	鍼灸院	5660-6550
西水元	島公彦		葛飾区水元4-23-8		6882-2239

和令元年度会員増強成果について

細田支部・西新小岩支部が健闘！

令和元年度会員増強数は66社でした。会員勧奨にご尽力くださいました推進委員の皆様、誠にありがとうございました。

東法連会員増強功労者表彰受彰者の方々

細田支部
小野瀬 副支部長

西新小岩支部
川原 会計監査

上千葉支部
山口 監査

会員増強運動の成果発表

増加率　ベスト10

（会員増強数後　÷　会員増強数前）

1位	細田支部	105.39%
2位	小菅支部	103.90%
3位	宝町支部	102.44%
4位	四つ木支部	102.35%
5位	立石西支部	102.33%
6位	水元中央支部	101.45%
7位	西新小岩支部	101.44%
8位	新小岩支部	101.41%
9位	青戸東支部	101.25%
10位	奥戸支部	101.14%

達成率　ベスト10

（会員増強数後　÷　会員増強数前）

1位	細田支部	500.00%
2位	上千葉支部	233.33%
3位	西新小岩支部	166.67%
3位	新小岩支部	166.67%
5位	立石西支部	150.00%
6位	水元中央支部	120.00%
7位	小菅支部	100.00%
8位	東金町支部	75.00%
8位	立石支部	75.00%
8位	東四つ木支部	75.00%

加入数　ベスト10

（会員加入件数）

1位	細田支部	10件
2位	上千葉支部	7件
3位	水元中央支部	6件
4位	新小岩支部	5件
4位	西新小岩支部	5件
5位	東四つ木支部	3件
5位	立石支部	3件
5位	立石西支部	3件
5位	小菅支部	3件
5位	東金町支部	3件

総合優秀賞

（3賞　※の合計30点満点方式）

1位	細田支部	30点
2位	西新小岩支部	19点
3位	上千葉支部	18点
3位	小菅支部	18点
3位	新小岩支部	18点
3位	水元中央支部	18点
7位	立石西支部	17点
8位	東金町支部	8点
8位	宝町支部	8点
8位	立石支部	8点
8位	東四つ木支部	8点

※3賞…増加率・達成率・加入数

加入率表彰

（3位以上）

1位	四つ木五支部	66.7%
2位	細田支部	59.5%
3位	立石西支部	54.0%

■ 表紙のイラストについて ■

新緑の季節、本来であれば一年を通じて一番散歩のしやすい時期ですが、今年は残念ながら新型コロナウィルスの影響で自由な外出ができなくなっています。ですが、現在世界各国で推奨されている「ソーシャルディスタンス（人と人との間をおよそ２メートルほど空けること）」を実践すれば、近所の散策程度でしたら可能です。滅入りがちな気持ちを落ち着けるためにも「ソーシャルディスタンス」を守りながら、葛飾の風景をじっくりと眺めるのもいいかもしれません。もっとも、表紙の姉弟は間隔を空けすぎなようですが…。

イラスト：かつしかけいた

編集後記

新緑号では、葛飾企業人「地域、そして社会貢献へ」、私の健康法「ソフト断食」が特筆です。法人会活動レポート、会員増強成果発表をぜひごらんください。

さて、世界中の人類に目に見えぬウィルスが襲ってきております。海外渡航禁止、人や物流の制限により、社会的経済的にも先の見えぬ不安が蔓延です。しかも外出制限、施設の休止、文化芸術にも開催中止が続いております。新年度の華やかさはありません。

桜隠し　そんな言葉を見つけました。満開の桜に雪が積っております。雪はやがて解けて暖かな季節が必ずやって来ます。

異業種交流・社会貢献・・・・目指します企業の繁栄と社会への貢献「だから法人会」コロナ撃退願っています。

新型コロナウイルス感染防止のため７月号（盛夏号）は休刊となります。

（広報委員長　細谷政男）

女性部会からのお願い

いつも女性部会の事業にご理解ご協力を頂きありがとうございます。前回ご協力頂いた品々は社会福祉法人武蔵野会きね川福祉作業所にお持ちし大変喜ばれました。

６月の慰問に向け会員の皆さまの会社、ご家庭で未使用のタオル、石鹸などご寄附頂ける品がございましたら、ご協力の程よろしくお願いします。

受付期間：随時（土日・祭日を除く）

受付場所：葛飾法人会　事務局
（葛飾区立石7-29-2）

受付時間：9：00 ～ 16：30

連 絡 先：事　務　局 03-3693-3744
坂巻部会長 03-3671-0157

◆説明会のご案内◆

決算法人説明会		
開催日	時　間	場　所
5月12日(火)	13:30～16:00	葛飾法人会館
6月4日(木)	13:30～16:00	葛飾法人会館
7月2日(木)	13:30～16:00	葛飾法人会館
8月4日(火)	13:30～16:00	葛飾法人会館
新設法人説明会		
7月22日(水)	13:30～16:00	葛飾法人会館

かつしかの窓
Vol.380
令和2年4月25日発行

発 行 所　公益社団法人 葛飾法人会
葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906
URL http://www.katsuhou.net　E-mail:info@katsuhou.net
発 行 人　増 田 充 孝　　編 集 人　細 谷 政 男

葛飾法人会員の方は法人税申請書別表一（一）の上部欄外の右上部分にこのシールを貼ってご提出ください。（OCR 用紙には貼らないでください。）→

公益社団法人 葛飾法人会員

葛飾法人会 会員の皆さまへ

会員登録事項変更届

令和　　年　　月　　日

公益社団法人葛飾法人会
事　務　局　　宛

法人名

代表者名　　㊞

下記の通り変更をお届けします。

登録事項	変更前	変更後
フ　リ　ガ　ナ		
法　　人　　名		
フ　リ　ガ　ナ		
代　表　者　名		
所　　在　　地	〒	〒
送 付 先 住 所	〒	〒
電　話　番　号		
F A X　番　号		
資　　本　　金		

※ お届けいただいている登録事項に変更がございましたら、お手数でも速やかにご記入の上FAXまたは郵便にて当会事務局宛に送付ください。
郵送の際は下記の宛先を切り取り封筒に貼って宛名にお使いください。

キリトリ

１２４-００１２

葛飾区立石７－２９－２
公益社団法人　葛飾法人会
事務局　行

キリトリ

備考

支部名＿＿＿＿＿＿＿＿

会員NO.＿＿＿＿＿＿＿＿

※ 当局の通達により、定期的に下記事項につき会員の皆様に確認を取るよう求められております。ご理解の上、各事項をご確認の上署名・捺印お願い致します。

（反社会的勢力の排除）
私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これに準ずる者のいずれでもないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
いずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく当会は契約を解除することができ契約解除に伴い損害が発生する場合でも本会は賠償を要しないことを確認します。

返信先事務局　FAX　3693-3906

個人情報保護法15条1項・2項（利用目的の特定）及び16条1項（利用目的の制限）の法令に準拠し、適正に管理保管いたします。

第８回定時総会

日　時：　令和２年６月９日(火)　午後３時

場　所：　葛飾法人会館　３階大会議室

詳細は、別途正会員の皆様に**議案書と共にご案内**いたしますのでご覧ください。

また、往復ハガキにて出席並びに**委任状の依頼**をいたします。**必ずご返信の程**お願いいたします。

（5月中旬頃発送予定です）

※新型コロナウイルス感染拡大状況によってご案内内容が変更になる場合もあります。

裏面に会員登録事項変更届書がございます。代表者等に変更がある場合、ご記入の上、FAXにてお送り下さい。

法人会会員のみなさまへ

法人会の経営者大型総合保障制度 企業保障プラン

Lタイプα［無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)］

法人会の経営者大型総合保障制度 広げよう企業保障の大きな傘を

ポイント1　安心の長期保障

経営者が万一の際に、残されたご家族に支給するための死亡退職金・弔慰金の財源を確保できます。また、企業防衛に必要な「運転資金」「借入金返済資金」などにも保険金が役立ちます。

ポイント2　柔軟な保障コスト(保険料)

「保険金額」「保険期間」の設定に加え、解約払戻金抑制割合を指定することで、「保険料・解約払戻金のバランス」を自在に設計することができます。

ポイント3　長期安定的な解約払戻金

解約払戻金を「経営安定資金」や「退職金原資」など幅広い用途に活用可能です。高い解約返戻率が長くつづくため、勇退時期が予定より前後にずれても安心です。

※解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、解約払戻金はほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。
※解約払戻金・保険料は、契約時に指定する解約払戻金抑制割合(0～100%)に応じて決定されます。100%に指定した場合、解約払戻金はゼロとなり、保険料は最も安くなります。0%に指定した場合、解約払戻金・保険料ともに最も高くなります。解約払戻金抑制割合は契約時にのみ指定可能で、保険期間中に変更することはできません。
※この保険には満期保険金・配当金はありません。
◎この資料は、2019年8月現在の商品内容・税制に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
◎この制度は、法人会会員向けの制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げ等のお取扱いとなることがあります。
◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社　DAIDO 大同生命保険株式会社

東東京支社/
東京都江東区亀戸2-26-10(立花亀戸ビル8F)
TEL 03-5626-6161

F-2019-1002(2019年8月7日)